# 横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱

制 定 昭和53年12月1日 全部改正 平成27年4月1日 一部改正 令和6年4月1日 都 市 調 第 922号 (都市整備局長決裁)

### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この要綱は、横浜市内において都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。) に 基づく市街地再開発事業の施行者に対し、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を法第122 条第1項の規定に基づく補助金又は法第120条第1項の規定に基づく分担金として交付することにつ いて必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)市街地再開発事業法第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
  - (2) 補助金等

市街地再開発事業を行う者に対して交付する、法第122条第1項の規定に基づく補助金又は法 第120条第1項の規定に基づく分担金をいう。

(3) 施行者

次のいずれかに該当する者とする。なお、次のイ、エ、オ又はカに該当する場合は、方針決定 により施行予定者とした者を含むものとする。

- ア 市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する 者の3分の2以上が参加している組織(以下「再開発準備組織」という。)
- イ 法第2条の2第1項に規定する者
- ウ 法第2条の2第2項に規定する市街地再開発組合
- エ 法第2条の2第3項に規定する株式会社
- オ 法第2条の2第5項に規定する独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)
- カ 法第2条の2第6項に規定する地方住宅供給公社
- (4) 保留床処分金等

保留床処分金、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金、補助金(本要綱に基づき交付される補助金等を除く。)、賦課金、分担金及び消費税等の還付金をいう。

(補助金等の交付)

第3条 市長は、施行者に対し、予算の範囲内において、市街地再開発事業の実施に要する費用の一部 を補助金等として交付することができる。

### (暴力団の排除)

- 第4条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。
- 2 次の各号に掲げる施行者には、補助金を交付しない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。) に該当する者があるとき
  - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するとき
- 3 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部 を取り消すことができる。
- 4 市長は、必要に応じ補助金の申請をした施行者又は交付決定を受けた施行者が、第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

#### (都市再生機構、地方住宅供給公社に対する分担金)

- 第5条 施行者が都市再生機構又は地方住宅供給公社である場合は、事業開始前に本市が法第120条に 基づき負担する費用の額及び負担の方法について、横浜市と施行者との間で覚書を締結することとす る。
- 2 前項の覚書に、負担する費用の額及び負担の方法については本要綱による旨を明記するものとする。
- 3 第1項の手続きをもって、法第120条第2項に規定する分担金の協議がなされたものとする。

### (補助金等交付対象事業)

- 第6条 補助金等の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年横浜市条例第58号)第141条の3第1項に基づく横浜市建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)の届出制度においてAランク以上で届出を行う事業とする。
  - (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。) 附属第Ⅱ編イー13-(2) 6. I 又はイー16-(1) に規定する市街地再開発事業
  - (2) スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日国住心第178号。以下「住宅等交付金要綱」という。)第4四(5)イに規定する市街地再開発事業
- 2 前項に掲げる各事業に係る消費税及び地方消費税については、補助金等の交付対象としない。
- 3 施行者は、補助対象事業として交付申請をした事業について、Aランク未満での届出が確実となった場合は、速やかに第11条第1項に規定する交付決定の取消申請を行わなければならない。
- 4 前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金等の額)

第7条 補助金等の額は、前条に規定する事業について、交付金要綱附属第Ⅲ編イ-13-(2)又はイ-16-(1)若しくは住宅局所管事業関連共同施設整備費等補助要領等細目(平成12年3月24日建設省住備発第42号)に基づき算出した補助対象事業費の3分の2以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金等の総額は、事業費の総額から公共施設管理者負担金及び保留 床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。

### 第2章 補助金等の交付申請等

#### (補助金等交付申請)

- 第8条 補助金等の交付を受けようとする施行者は、補助金等交付申請書(様式1)を作成し関係書類 を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第5条第2項の各号に掲げる書類については同条第3項の規定に基づき、補助金等交付申請書への添付を省略することができる。
- 3 施行者が第2条第3号アからエに該当する場合において、前項の申請を行う時は横浜市暴力団排除 条例第8条に基づき、第4条第2項各号のいずれかに該当するか否か神奈川県警察本部長に照会する ことについて、同意したことを証する書類(様式2)を補助金等交付申請書に添付しなければならない。
- 4 施行者が第2条第3号アからエに該当する場合において、第1項で定める申請の後に役員に変更が あった場合は、変更後の役員について第4条第2項各号のいずれかに該当するか否か神奈川県警察本 部長に照会することについて、同意したことを証する書類(様式2)を提出しなければならない。
- 5 施行者が再開発準備組織である場合は、補助金等交付申請書に収支予算書、準備組織構成員名簿及 び市街地再開発準備組織設立同意書を添付しなければならない。

### (補助金等の交付の決定及び通知)

- 第9条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、補助金等交付申請書及び関係書類を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書(様式3)により施行者に対して通知するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金等の交付決定にあたり、補助金等の交付の目的を達成するため、必要な限度 において条件を付すことができる。
- 3 施行者は、第1項の補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。この場合、施行者は、補助金等交付申請取下申請書(様式4)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### (交付決定の変更申請及び承認通知)

第10条 施行者は、交付決定の内容について変更をしようとするときは、補助金等交付決定変更申請書(様式5)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項第1号に規定する事業においては、変更しようとする内容が次の各号に掲げる内容に限る場合は市長の承認を不要とすることができる。

また、第6条第1項第2号に規定する事業においては、変更しようとする内容が住宅等交付金要綱第10第3項の各号に掲げる内容に限る場合は市長の承認を不要とすることができる。

(1) 経費配分又は事業内容を変更しようとする場合において、補助金等の交付決定額に変更を生じないもの

- (2) 完了予定期日を変更しようとする場合において、補助金等の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(補助金等の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日)後6か月以内であるとき
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、 補助金等交付決定変更承認通知書(様式6)により施行者に対して通知するものとする。

#### (交付決定の取消申請及び承認通知)

- 第11条 施行者は、補助金等の交付決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、 当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、補助金等交付決定取消申請書(様式7)を提出 し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、 補助金等交付決定取消承認通知書(様式8)により施行者に対して通知するものとする。

## 第3章 事業実施に関する報告等

### (入札又は見積書の徴収に関する承認)

- 第12条 補助金規則第24条ただし書きに規定する市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げる業務について、市内事業者以外の事業者による入札又は見積書の徴収により契約を締結する場合とする。
  - (1) 特定業務代行、一般業務代行及び特定建築者等の総合的な事業支援に関する業務
  - (2) 施設建築物工事、仮設店舗設置工事及びこれらに関連する工事に関する業務
  - (3) 事業計画、資金計画、権利変換計画、施設建築物の設計等に関する業務及びこれらに付帯する業務
- 2 施行者は、1件の金額が百万円以上になると見込まれる契約について単独随意契約を行う場合又は 前項に規定する業務以外について市内事業者以外の入札又は見積書を徴収する場合は、入札又は見積 書の徴収に関する承認申請書(様式9)を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、入札又は見積書の徴収に関する承認申請書を審査し、承認する場合は、入札又は見積書の 徴収に関する承認書(様式10)により施行者に通知するものとする。

### (事業の実施状況に関する報告)

- 第13条 施行者は、上半期終了時点における事業遂行状況について、毎会計年度上半期終了後15日以内 に市長に事業遂行状況報告書(様式11)を提出しなければならない。
- 2 施行者は、事業が翌年度にわたるときは、当該年度の末日までに年度終了実績報告書(様式12)を 市長に提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第1項第2号に掲げる書類のうち収支計算に関する事項を記載した決算書及び 同項第3号から第5号に掲げる書類については、同条第4項の規定に基づき、年度終了実績報告書へ の添付を省略できる。

#### (検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は補助 金等に係る書類等を検査することができる。

#### (遂行命令等)

- 第15条 市長は、施行者が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、施行者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができる。
- 2 市長は、施行者が前項の求めに反したときは、施行者に対し、事業の遂行の一部停止を求めることができる。

#### (完了実績報告)

- 第16条 施行者は、事業が完了したときは、事業の完了後10日以内又は事業が完了した日の属する年度 の末日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式13)を市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第14条第1項第2号に掲げる書類のうち収支計算に関する事項を記載した決算書及び 同項第3号から第5号に掲げる書類については、同条第4項の規定に基づき、完了実績報告書への添 付を省略できる。

### (是正のための措置)

第17条 市長は、第13条第1項、同条第2項、又は第16条第1項の規定による報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう施行者に求めることができる。

### 第4章 補助金等の請求

#### (補助金等の額の確定)

第18条 市長は、第13条第2項又は第16条第1項の規定による報告があった場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金等交付対象事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と、補助金等の交付決定又は交付決定変更に係る額のいずれか低い額をもって補助金等の額を確定し、補助金等の額の確定通知書(様式14)により施行者に対して通知するものとする。

### (補助金等の請求及び交付)

- 第 19 条 施行者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金等請求書(様式 15)を 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、施行者に補助金等を交付するものとする。

## 第5章 補助金等の返還等

#### (交付決定の取消)

- 第20条 市長は、補助金等の交付決定をした後において、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 施行者が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

- (2) 施行者が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助金等の交付決定の内容及びこれに付した 条件又は関係法令等に違反したとき
- (3) 施行者が、天災地変その他の交付の決定後生じた事情変更により、事業を中止又は廃止したとき。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、補助金等交付 決定取消通知書(様式17)により通知するものとする。

### (補助金等の返還)

- 第21条 市長は、第11条又は前条の規定により、補助金等の交付決定を取り消した場合において、当該 取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助金等返還命令書(様式16)によ り、期限を定めてその返還を施行者に求めるものとする。
- 2 市長は、事業が完了した場合において、補助金等の額の確定後に、当該事業に対して交付した補助金等の総額が第7条各項に規定した額を超えることが明らかとなったときは、補助金等返還命令書 (様式16)により、期限を定めてその相当額の返還を施行者に求めるものとする。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第22条 施行者は、前条第1項の規定により補助金等の返還を求められた場合のうち、返還事由が第20条第1項第1号又は第2号に該当するときは、その返還要求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。
- 2 施行者は、補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金 の全部又は一部を免除することができる。

### (違約加算金の計算)

- 第23条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときには、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、施行者の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を求められた場合において、返還を求められた補助金 等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎 となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### 第6章 雜則

### (関係書類、帳簿等の整理保管)

第25条 施行者は、補助金等交付対象事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類、その他補助金等 交付対象事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該事業の完了の日に属する会計年 度の翌年度から10年間整理保管するよう措置を講じなければならない。

#### (施行者の義務)

- 第26条 施行者及び施設建築物の所有者は、事業の完了後においても施設建築物及び施設建築敷地を適 正に維持しなければならない。
- 2 施行者は、事業の完了後においても、本市が行う整備効果検証に協力するよう努めなければならない。

### (監督等)

- 第27条 市長は、施行者に対し、事業の適正な施行を促進するため必要な措置を求め、又は必要な勧告、助言若しくは指導をすることができる。
- 2 市長は、施行者又は施設建築物の所有者に対し、事業が完了した後、施設建築物及び施設建築敷地 の適正な維持に関し、必要に応じ資料の提出又は報告を求めることができる。

#### (委任)

- 第28条 市長は、補助金等の交付に関し、この要綱に定めるもののほか、関連法令及びその他関連通達 等に定めるところにより行わなければならない。
- 2 市長は、事業の実施に必要な細目を別に定めることができる。

### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 横浜市市街地再開発事業補助金等交付申請等要領(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、 平成27年3月31日以前に改正前の横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱及び旧要領に基づき 補助金等の交付を受けた施行者については、旧要領第30条、第31条第2号、第32条第2項及び第 34条の規定を適用する。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

### 附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(申請先)

横浜市長

様

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付申請書 ( 地区)

令和 年度 地区市街地再開発事業について、横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり(補助金/分担金)の交付を申請します。

なお、補助金等の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17年 11月 30日横浜市規則第 139号)及び横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱を遵守します。

1 事業の名称 :

2 事業の目的及び内容 :

3 事業の完了予定期日 : 令和 年 月 日

4 交付申請額 : 千円

- 5 添付書類
- (1) 交付申請額の算出方法及び経費の配分等、関係図面等
  - ※社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成23年3月11日国官会第2379号)及び都市局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日国都総第2000号)又は市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日建設省住街発第47号)に準じて作成すること

※再開発準備組織が申請する場合は(1)の他に以下の書類を添付すること

- (2) 収支予算等に関する書類
- (3) 準備組織構成員名簿
- (4) 市街地再開発準備組織設立同意書

① 収支予算書 (単位:千円)

		収		入			
項目	神奈川県か	横浜市からの	再開発準備	その他	計	支 出	備考
	らの補助金	補助金	組織資金	てり他	訂		
計							

## ② 申請時における団体の資産及び負債

資産		負債	
流動資産 現金 普通預金 ・・・・ 固定資産 ・・・・・		流動負債 未払い金 ・・・・ 固定負債 長期借入金 ・・・・・	
合計	円		円

## (様式1添付書類) (3) 準備組織構成員名簿

番号	氏	名	役職名	住	所	権利内容

注:権利内容は、所有権、借地権の別を記入すること。

## (様式1添付書類) (4) 市街地再開発準備組織設立同意書

地区市街地再開発事業の施行予定区域の宅地について所有権又は借地権を有する者として、(準備組織名)の設立に同意します。

令和 年 月 日

番号	宅地の地番	権利の	宅地について所有権又は借地権を有する者の住所、氏名
		種類	

注1:宅地の所有権及び借地権の関係を示す見取図を添付すること。

注2:区域内全体の権利の状況とあわせて、面積及び権利者数の2/3以上の同意を得ていることがわかるものを添付すること。

## 役員等一覧表兼照会同意書

令和 年 月 日現在の役員

<b>犯啦</b> 友	工. 友	氏名のカナ	生年月日	性別	/ <del>/</del> 元
役職名	氏 名	氏名のカナ	(大正 T,昭和 S,平成 H)	(男・女)	住所
代表者			T S H		
			T S H		

- ※1 再開発準備組織等、法人格を持たない団体においては、代表者のみの照会となるので、代表者以外の氏名等は記載しないこと
- ※2 代表者又は役員が法人その他の団体の場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し、業務を執行する役員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む)についても記載すること

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、 本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。 また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

> 団体名 代表者氏名※

※ 代表者が市街地再開発組合の理事長の場合は、記名のうえ、組合の理事長印を押印することで、本人確認の ための書類(マイナンバーカード、運転免許証、登記書類、印鑑証明書など)の添付を省略できます。 市街地再開発組合以外の場合は記名のうえ、本人確認のための書類を添付してください。

様

横浜市長印

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定通知書 (地区)

令和 年 月 日 第 号で申請のありました令和 年度横浜市市街地再開発事業補助金等については、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金等交付決定額

円

2 支払期限

適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内

- 3 交付決定の条件
- (1) 本通知の内容に不服があり申請を取下げるときは、横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱 (以下「要綱」という。) 第9条第3項の規定に基づき、本通知を受けた日から起算して15日を 経過した日までに、補助金等交付申請取下申請書を市長に提出してください。
- (2)要綱第6条第3項の規定に基づき、補助事業について CASBEE 横浜における A ランク未満での届出が確実となった場合は、速やかに交付決定の取消申請を行ってください。
- (3)要綱第10条第1項の規定に基づき、交付決定額、交付対象事業に要する経費の配分、事業の内容及び完了予定期日を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (4)要綱第11条第1項の規定に基づき、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (5)要綱第14条の規定に基づき、この補助金について必要があると認めるときは、指示を行い、報告を求め、又は検査を行うことがあります。
- (6)要綱第16条第1項の規定に基づき、事業が完了したときは、完了実績報告書を市長に提出してください。
- (7)要綱第20条の規定に基づき、施行者が偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき等は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (8)要綱第25条の規定に基づき、補助金等交付対象事業に係る収入、支出に関する帳簿、証拠書類、 その他補助金等交付対象事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該事業の完了 の日に属する会計年度の翌年度から10年間整理保管してください。
- (9) その他、横浜市補助金等交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び要綱に定める事項について遵守してください。

担当

都市整備局 課

電話

(申請先)

横浜市長

様

住 所名 称(代表者名)

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付申請取下申請書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で交付の申請をし、令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発事業補助金等について、次のとおり、当 該交付申請の取下を申請します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金等交付決定額

円

3 取下申請理由

(具体的かつ詳細に記載すること)

(申請先)

横浜市長

様

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定変更申請書 (地区)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等について、次のとおり、交付決定の変更を申請します。

なお、補助金等の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17年 11月 30日横浜市規則第 139号)及び横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱を遵守します。

- 1 事業の名称
- 2 変更申請理由

(具体的かつ詳細に記載すること)

## 3 変更内容

変更する事項	変更前	変更後	増▲減	備考

※補助金交付決定額を変更しようとするときは、様式1の添付書類に準じて書類を作成し、添付すること。このとき、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記載すること ※事業完了予定期日の変更により補助金の繰越をしようとするときは様式5別紙を添付すること

## (様式5別紙)

(14	大工(3)河(八)						
費	区分	交付決定額 (A)	年度末執行 見込額 (B)	繰越額 (C)	不用額 A-B-C	年度末 進捗率 B/A (%)	摘要
	総事業費						
衤	浦助対象事業費						
	調査設計(内訳)						
	土地整備費 (内訳)						
内訳							
	共同施設整備費 (内訳)						
	補助金額						

<sup>※</sup>完了期日の変更とあわせて補助金交付決定額を変更しようとするときは変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記載すること

様

横浜市長

印

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定変更承認通知書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で申請のありました令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等に関する変更については、次のとおり(次の条件を付して)承認しましたので通知 します。

### 1 変更承認内容

227,142171			
亦审百日	承認 (沒	·定)内容	備考
変更項目	変更前	変更後	(交付決定金額の増▲減等)

### (2 条件)

(必要に応じて記載すること)

担当

都市整備局 課

電話

(申請先)

横浜市長

様

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定取消申請書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等について、次のとおり、当該交付決定の取消を申請します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金等交付決定額
- 3 補助金等執行済額
- 4 補助金等決定取消申請額
- 5 補助金等交付決定取消申請理由

(具体的かつ詳細に記載すること)

6 関係書類

別添のとおり

※すでに実施した部分がある場合は、実施した部分について様式 13 に準じて報告書を作成し、 添付すること

様

横浜市長

印

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定取消承認通知書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で申請のありました令和 年度横浜市市街地 再開発事業補助金等に関する交付決定の取消については、次の条件を付して承認しましたの で通知します。

(条件)

(必要に応じて記載すること)

担当

都市整備局課

電話

(申請先)

横浜市長

様

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等に係る 入札又は見積書の徴収に関する承認申請書 ( 地区)

令和 年度 地区市街地再開発事業補助金等について、入札又は見積書の徴収に関する承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 業務件名(契約予定件名)
- 2 業務内容
- 3 設計金額

円

4 承認を受けたい事項

1件の金額が百万円以上になると見込まれる契約について単独随意契約を行う 場合

市内事業者以外の者による入札又は見積書の徴収の実施

(↑該当する事項に○)

- 5 承認を受けたい理由(具体的かつ明確な理由を記載)
- 6 関係書類別添のとおり

様

横浜市長

印

令和 年度 市街地再開発事業補助金等に係る入札又は見積書の徴収に関する承認書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号をもって申請のありました、入札又は見積書の徴収に関する承認申請については、次のとおり承認しましたので通知します。

- 1 承認する業務件名(契約予定件名)
- 2 承認する事項

1件の金額が百万円以上になると見込まれる契約について単独随意契約を行う場合 市内事業者以外の者による入札又は見積書の徴収の実施

(↑該当する事項に○)

(条件)

(必要に応じて記載すること)

担当

都市整備局 課

電話

(申請先)

横浜市長

様

住 所名 称(代表者名)

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等事業遂行状況報告書 (地区)

令和 年 月 日 第 号をもって補助金等の交付決定を受けた令和 年度横 浜市市街地再開発事業補助金等について、次のとおり、事業の遂行状況を報告します。

- 1 事業の名称
- 2 事業の遂行状況

別紙のとおり

1 遂行状況総括表 (単位:円)

		総事業費	補助対象事業費	補助金額	備考
交付決定	当初				
内容	上半期末 A				
執行状況	上半期末 B				
	今後見込み C				
決算見込額	$\bar{\mathbf{p}} = \mathbf{B} + \mathbf{C}$				
今後変更申	清予定額 E				
申請額と決算	額の差 A+E-D				

## 2 遂行状況明細

		未着手		%
調査部	设計計画	実施中		%
		完 了		%
		未着手	戸	%
建築物	物除却等	調査中	戸	%
		完 了	戸	%
仮		未着手	戸	%
設	建設	工事中	戸	%
店		完 了	戸	%
舗		未着手	戸	%
等	移転	工事中	戸	%
設		完 了	戸	%
置		未着手	戸	%
工	補修	工事中	戸	%
事		完 了	戸	%
		未着手	件	%
補	償 等	交渉中	件	%
		完 了	件	%
		未着手		%
共同旅	<b></b> <b> </b>	工事中		%
		完 了		%
		未着手		%
施設建	築物建設	工事中		%
		完 了		%

(申請先)

横浜市長

様

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等年度終了実績報告書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等の年度末における実績について、次のとおり報告します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金等交付決定額及びその精算額

補助金等当初交付決定額 円 補助金等最終交付決定額 円 補助金等年度末執行額 円 補助金等翌年度繰越額 円 補助金等不用額 円

3 事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

- 4 添付書類
- (1) 事業実施状況
- (2)種別精算内訳
- (3) 契約状況総括表
- (4) 残存物件調書
- (5) 残材料調書
- (6) 発生物件調書
- (7) 補助金対象事業に係る委託及び工事等について支出したことを証する書類
- (8) 事業完了写真
- (9) その他
- ※(4)~(6)、(9)は該当がない場合は添付不要
- ※再開発準備組織が報告する場合は(1)から(9)の他に以下の書類を添付すること
- (10) 収支決算及び資金・負債に関する書類

## 事業実施状況

	✓ 区分	計画	年度末終了	着手 年月日	終了 年月日	完了予定 年月日	備考
				十月 口	十月 口	十月 口	
種別							
事業計	画作成	m²	m²				
地盤	ボーリング 載荷試験	m 本 t 箇所	m 本 t 箇所				
調査	その他						
建築	棟 数 建築面積	棟 m²	棟 ㎡				
設計	建築物延面積	m²	m <sup>2</sup>				
権利変	換計画作成						
建築物	除却等	m²	m²				
仮設	建 設 転 (4)						
店舗	補修						
補償等		件	件				
共同施設整備							
その他							

## (記載上の注意)

- ・建築物除却及び補償については、詳細が分かるよう、位置図や対象物件及び対象者別の細目等を添付 すること
- ・共同施設整備欄には、実施した工事名を記載すること。

# 種別精算内訳

(単位:円)

							(平	位:円)
		1 総事業費	2 補助金等 交付対象 外事業費	3 発生 物件等 控除額	4 補助金等 交付対象 事業費 1-(2+3)	5 補助金等 額	備	考
調	查設計計画費							
	事業計画作成費							
	地盤調査費							
内訳	建築設計費							
	権利変換計画作成費							
土	地整備費							
	建築物除却等費							
内	仮設店舗等設置費							
訳	補償費等							
	同施設整備費							
	空地等整備費							
内訳	供給処理施設整備費							
•								
そ(	の他							
	合計							

※年度末における執行済み額を上段に記載し、翌年度繰越額を下段()として記載すること

## 契 約 状 況 総 括 表

補助対象地区名	○○地区	
•		

交付申請額		申請日	交付決定	交付決定額	
第1回			第1回		
第2回			第2回		
第3回			第3回		
合計	円		合計	円	

(単位:円)	

		1	2	3	4	5	6	
	契約名							合 計
	关 附 石							
契約	<b>全額</b>							
	補助対象事業費							
内	他年度補助事業費							
訳	他事業費							
	事業者単独費							
	的相手方							
	5年月日							
	更契約年月日							
	5工期							
	年月日							
完了	7年月日							
補	前払年月日							
助対	前払金額							
象	部分払年月日							
事業	部分払金額							
費の	完了(終了)払年月日							
支払	完了(終了)払金額							
状況	合計金額							
交付	†決定額							
補助	<b>かからない かっぱい かっぱい かっぱい かいりょう はいまま しんりょう かいりょう かいりょう はいりょう かいりょう はいりょう はいりょく はいりょう はいりょく はいり はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はい はいりょく はいり はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりょく はいりにん はいりょく はいりょく はい </b>							
補助	力金今回請求額							
補助	力金翌年度繰越額				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

# 残 存 物 件 調 書

取得		取得		48 新尔 TIE 级温 残存率 残存		(株女家) (株女) (株裁使用部分		用部分	精算分			
事業年度	品名	価額 (円)	取得 年月日	評価 時期	耐用 年数	経過 期間	(残存年 (残存年)	(残存 価額	当該年 度保管 事務所	翌年度 保管事 務所	残存価額(円)	返納額 (円)

(添付書類5)

## 残 材 料 調 書

取得事業	品名	形状・寸法	数量	取得単価	金額 (円)	備考
年度				(円)		

(添付書類6)

# 発生物件調書

品名	形状・寸法	数量	単価 (円)	売却または 評価額(円)	備考

(申請先)

横浜市長

様

住 所 名 称 (代表者名)

令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等完了実績報告書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金等交付決定額及びその精算額

補助金等当初交付決定額 円 補助金等最終交付決定額 円 補助金等精算額 円

3 事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

- 4 添付書類
- (1) 事業実施状況
- (2)種別精算内訳
- (3) 契約状況総括表
- (4) 残存物件調書
- (5) 残材料調書
- (6) 発生物件調書
- (7) 補助金対象事業に係る委託及び工事等について支出したことを証する書類
- (8) 事業完了写真
- (9) その他
- ※(4)~(6)、(9)は該当がない場合は添付不要
- ※再開発準備組織が報告する場合は(1)から(9)の他に以下の書類を添付すること
- (10) 収支決算及び資金・負債に関する書類

## 事業実施状況

種別	区分	計	画	完	了	着 手 年月日	完 了 年月日	備	考
事業	計画作成		$m^2$		m²				
地盤調査	ボーリング 載荷試験 そ の 他	m t	本箇所	m t	本箇所				
建築設計	棟 数 建築面積 建築物延面積		棟 ㎡ ㎡		棟 ㎡ ㎡				
権利	変換計画作成								
建築物	勿除却等		m²		m²				
仮設 店舗	仮設 建 設   移 転								
補償等			件		件				
共同施設整備									
その他	I								

## (記載上の注意)

- ・建築物除却及び補償については、詳細が分かるよう、位置図や対象物件及び対象者別の細目等を添付 すること
- ・共同施設整備欄には、実施した工事名を記載すること。

## 種別精算内訳

(単位:円)

1	_		1	,		1	(単位:円	<u>/_</u>
事業計画作成費   地盤調査費   建築設計費   権利変換計画作成費   上地整備費   仮設店舗等設置費   補償費等   共同施設整備費   供給処理施設整備費   その他			補助金等 交付対象	発 物 件 等	補助金等 交付対象 事業費	補助金等	備考	
地盤調査費   建築設計費   権利変換計画作成費   土地整備費   仮設店舗等設置費   補償費等   共同施設整備費   佐約処理施設整備費   供給処理施設整備費   その他	誹	查設計計画費						
内 建築設計費   権利変換計画作成費 (1)   土地整備費 (2)   な窓物除却等費 (2)   仮設店舗等設置費 (3)   補償費等 (4)   (5) (4)   (4) (4)   (5) (4)   (5) (4)   (6) (4)   (7) (4)   (6) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (7) (4)   (8) (4)   (7) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)   (8) (4)		事業計画作成費						
注		地盤調査費						
土地整備費   上地整備費   上地整備費   上地整備費   上地整備費   上口施設整備費   上口		建築設計費						
建築物除却等費   仮設店舗等設置費   補償費等   共同施設整備費   空地等整備費   供給処理施設整備費   その他		権利変換計画作成費						
建築物除却等費   仮設店舗等設置費   補償費等   共同施設整備費   空地等整備費   供給処理施設整備費   その他								
内 仮設店舗等設置費   補償費等 (   共同施設整備費 (   空地等整備費 (   供給処理施設整備費 (   その他 (	土	土地整備費						
A		建築物除却等費						
記 補償費等   共同施設整備費 空地等整備費   内訳 供給処理施設整備費   その他 その他	内	仮設店舗等設置費						
空地等整備費   供給処理施設整備費   その他		補償費等						
空地等整備費   供給処理施設整備費   その他								
内訳 供給処理施設整備費   その他	共	一同施設整備費						
その他		空地等整備費						
		供給処理施設整備費						
			_					
合計	そ	の他						
		合計						

## 契 約 状 況 総 括 表

補助対象地区名	○○地区

交付申請額		申請日	交付決定額		決定日
第1回			第1回		
第2回			第2回		
第3回			第3回		
合計	円		合計	円	

(単位:円)

			2					
		1	2	3	4	5	6	A -1
	契 約 名							合 計
deve 6								
契約	<b>全額</b>							
	補助対象事業費							
内	他年度補助事業費							
訳	他事業費							
	事業者単独費							
	相手方							
	1年月日							
	[契約年月日							
	工期							
	年月日							
完丁	年月日							
補	前払年月日							
助	前払金額							
対								
象事	部分払年月日							
業	部分払金額							
費	完了(終了)払年月日							
の 支								
支 払	完了(終了)払金額							
状	合計金額							
況								
	決定額							
	金既受領額							
	金今回請求額							
補助	金翌年度繰越額							

# 残 存 物 件 調 書

取得		取得					残存率	残存	継続使		精算	草分
事業年度	品名	価額(円)	取得 年月日	評価 時期	耐用 年数	経過 期間	(残存年)年月)	無額 (円)	当該年 度保管 事務所	度保管 保管事 気(四)		返納額 (円)

## (添付書類5)

## 残 材 料 調 書

取得事業	品名	形状・寸法	数量	取得単価	金額 (円)	備考
年度				(円)		

## (添付書類6)

## 発生物件調書

品名	形状•寸法	数量	単価 (円)	売却または	処分費用	備考
				評価額 (円)	(円)	

様

横浜市長印

# 令和 年度 横浜市市街地再開発事業補助金等の額の確定通知書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で完了実績報告(年度終了実績報告)のありました 令和 年度横浜市市街地再開発事業補助金等の額については、次のとおり確定しましたので通知しま す。

### (年度終了実績報告を受けたとき)

1	最終交付決定額	円
2	補助金の確定額	円
3	翌年度繰越額	円
4	不用額	円

## (完了実績報告を受けたとき)

1	最終交付決定額	円
2	補助金の確定額	円
3	支払済み補助金額	円
4	支払予定補助金額	円
5	補助金返還額	円

担当

都市整備局 課

電話

令和	年度	横浜市市街地再開発事業補助金等請求書
(		地区)

(請求先)

横浜市長

請求者 住 所 名 称 (代表者名)

令和 年 月 日 第 号で補助金額の確定を受けた令和 年度横浜市市街地再開発 事業補助金等について、次のとおり請求します。

-4	
- 1	請求金額
	n H /\ \ \ \ fig

$\Psi$		
T	•	

## 2 振込先

· _	派だり	_							
								銀行	
	金融機	幾関名						信用金庫	支店
-	種	別	普	通	•	当	座		
	口座	番号							
	フリ	ガナ							
	口座名	 義人							

## (留意事項)

・請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

第号令和年月日

様

横浜市長印

年度 横浜市市街地再開発事業補助金等返還命令書 ( 地区)

年 月 日 第 号で額を確定しました 年度横浜市市街地再開発事業費補助金等については、次のとおり、補助金等の返還を求めます。

1 返還金額 円

2 返還期限 令和 年 月 日

3 返還命令理由

担当

都市整備局課

電話

様

横浜市長

印

年度 横浜市市街地再開発事業補助金等交付決定取消通知書 ( 地区)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を通知した 年度横浜市市街地再開発事業補助金等については、次のとおり、一部または全部を取り消しましたので通知します。

## 1 取消理由

## 2 取消内容

取消前	取 消 後	備考 (交付決定金額の増▲減等)

## (3 条件)

(必要に応じて記載すること)

担当

都市整備局課

電話